

度会町総合事業に関する、ケアマネジメント支援

～業務の流れについて～

＜事業内容＞

- ◆「指定介護予防支援」 → 「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」
- ◆対象者：要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者
- ◆「介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。」

＜総合事業への移行について＞

- ◆包括と各居宅介護支援事業所との契約を、改めてお願いします。
 - ※契約書については、4月以降に準備出来次第、ご連絡させていただきます！
- ◆既に要支援認定を持っている方の総合事業への移行は、更新毎に順次移行します。
 - ※現時点では、要支援認定の有効期限が平成28年3月末、4月末にあたる方から、移行準備が必要。
- ◆利用者への総合事業移行の説明にあたっては、各担当ケアマネージャーからお願い致します。
 - ※「総合事業がはじまります」の冊子を配布、説明。（包括職員も同行し、利用者との契約も取り直します。）
- ◆総合事業へ移行する際、必要な手続き（書類等）
 - (1) 利用者との契約書 → 包括が実施（平成28年4月1日以降～）
 - (2) 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書 → 包括が実施
 - (3) 各サービス事業所との契約書 → 各自、事業所と調整のうえお願いします

～基本チェックリストの実施&ケアマネジメントの流れについて～

＜基本チェックリストのみで事業対象者となる方（テイ・ヘルプのみ利用の方）＞

- ◆被保険者証の要支援認定有効期限が切れる前に、チェックリストを実施
 - 基本チェックリスト実施日が認定年月日となる
 - 有効期限は、最終有効期限日の翌日から「1年間」
- ◆基本チェックリストが、今までの認定申請書替わりになります。
- ◆基本チェックリストに有効期限という考え方はありませんが、利用者の状態等の変化に応じて、適宜実施してください。

《要介護（支援）認定申請と合せて行う場合》

◆要介護（支援）認定申請と合せてサービス事業の利用を開始する場合

…現行の予防給付の様式で介護予防ケアマネジメントをする。

◆要介護（支援）認定申請とあわせて基本チェックリストを実施した場合（資料1 P.6）

…基本チェックリストの結果が事業対象者の基準に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経て、迅速にサービス事業のサービスを利用することができる。

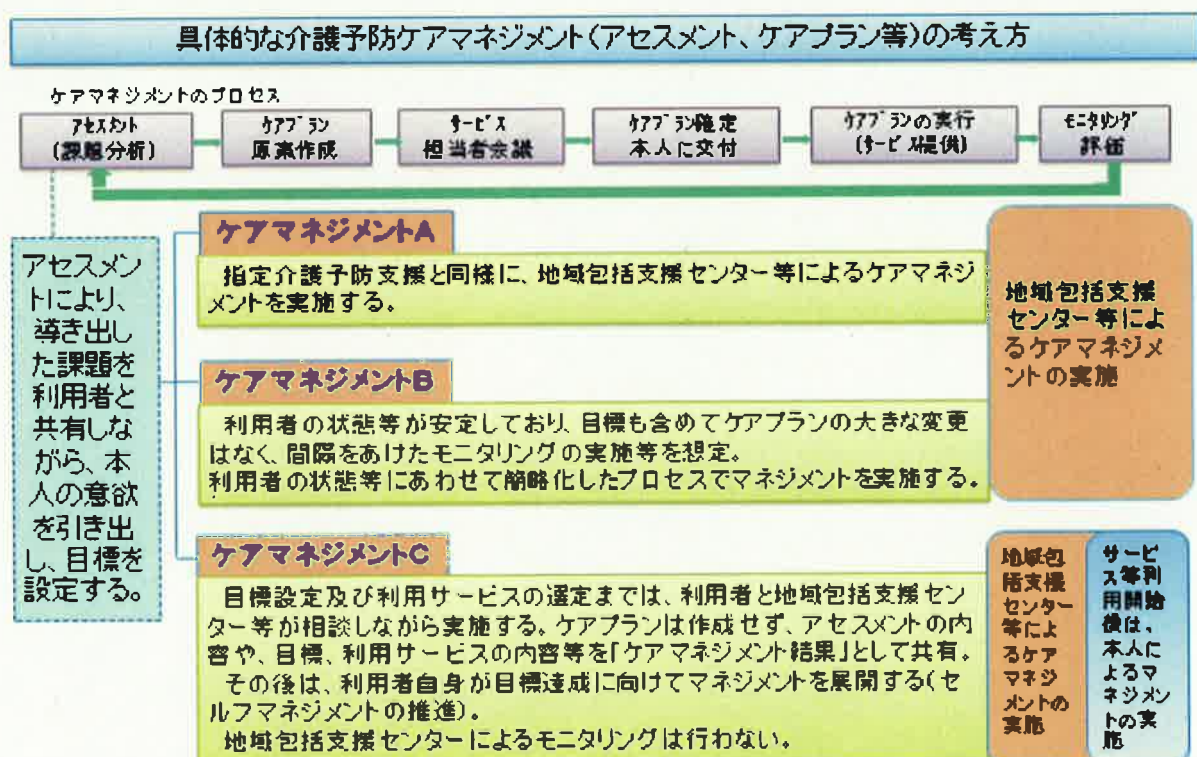
…サービス事業利用後、「要介護 1 以上」の認定がなされた場合、介護給付サービスの利用を開始するまでの間、サービス事業によるサービスの利用を継続することができる

…要介護認定のいわゆる暫定ケアプランによる介護給付サービスを利用している場合、並行してサービス事業を利用することはできない。

《具体的な介護予防ケアマネジメントの考え方：Aについて》

| ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス） | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 総合事業・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 | アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 |

表2 具体的な介護予防ケアマネジメント（アセスメント、ケアプラン等）の考え方



※ ケアマネジメントB又はCの担当者については、随時の本人及び家族からの相談を受けるとともに、利用者の状態変化時などサービス実施主体から、適宜連絡が入る体制を構築することが望ましい。

～関連書類について（別添資料参照）～

- ①基本チェックリスト、基本チェックリストの考え方
 - ②利用者向け冊子「総合事業が、はじまります」
 - ③介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書
 - ④介護予防ケアマネジメントに関する様式1～4
 - 様式1：利用者基本情報
 - 様式2：介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果記録表）
 - 様式3：介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）
 - 様式4：介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表
- ※全て、表題等含め現行の書式で対応可能
- ※給付管理票及び介護予防支援介護給付費明細書（国より示されているもの）
- ⑤ケアプラン委託料請求書（予防給付、総合事業用の2パターン）

【参考資料】

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A」
／平成27年8月19日厚生労働省老健局振興課（最新情報 Vol.494）
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」
／平成27年6月5日厚生労働省老健局振興課（最新情報 Vol.484）
- ・「地域支援事業の実施についての一部改正について」
／平成28年1月15日厚生労働省老健局振興課（最新情報 Vol.512）